

地域包括支援センター運営事業の見直しについて（令和5年度）

1 人員配置基準について

本市においては、第1号被保険者（65歳以上高齢者）の増加とともに、地域包括支援センターの果たす役割が今後ますます重要になってくるものと考えられるが、現状として、ケアプランの作成が大きな負担となっており、その他の業務（包括支援業務、総合相談業務等）を圧迫している実態がある。

本課題の解消に向け、以下のとおり「高齢者人口に応じた人員配置基準」から、「各業務に応じた人員配置基準」への見直しを行い、各業務の専任化を図ることで効率的かつ効果的な運営体制を整備することとした。

○人員配置基準及び委託料の設定（令和5年度）

	人員配置基準	委託料																											
令和4年度 まで	次に掲げる常勤職員を配置 保健師その他これに準ずる者 社会福祉士その他これに準ずる者 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 その他 配置人数：高齢者人口950人につき1名	職員1人あたり4,157千円																											
令和5年度	以下の2つの基準の組み合わせにより職員を配置。 (1) 包括支援業務（常勤職員） 保健師その他これに準ずる者 社会福祉士その他これに準ずる者 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 配置人数： <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>高齢者人口</th> <th>配置基準</th> <th>該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000人未満</td> <td>～ が1人又は2人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000～1,999人</td> <td>～ が2人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,000～2,999人</td> <td>が1人+ 又は が1人</td> <td>淀江</td> </tr> <tr> <td>3,000～5,999人</td> <td>～ が1人ずつ</td> <td>尚徳、箕蚊屋</td> </tr> <tr> <td>6,000～6,999人</td> <td>～ が1人ずつ+ ～ のうち1人</td> <td>義方、住吉・加茂</td> </tr> <tr> <td>7,000～7,999人</td> <td>～ が1人ずつ+ ～ のうち2人</td> <td>弓浜</td> </tr> <tr> <td>8,000～8,999人</td> <td>～ が1人ずつ+ ～ のうち3人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9,000人以上</td> <td>～ が1人ずつ+ ～ のうち4人</td> <td>ふれ里</td> </tr> </tbody> </table> (2) ケアプラン作成業務（常勤換算方法に基づく） 配置人数：ケアマネジメント件数（月間平均）55件につき1人	高齢者人口	配置基準	該当	1,000人未満	～ が1人又は2人		1,000～1,999人	～ が2人		2,000～2,999人	が1人+ 又は が1人	淀江	3,000～5,999人	～ が1人ずつ	尚徳、箕蚊屋	6,000～6,999人	～ が1人ずつ+ ～ のうち1人	義方、住吉・加茂	7,000～7,999人	～ が1人ずつ+ ～ のうち2人	弓浜	8,000～8,999人	～ が1人ずつ+ ～ のうち3人		9,000人以上	～ が1人ずつ+ ～ のうち4人	ふれ里	(1) 包括支援業務 職員1人あたり6,000千円 (2) ケアプラン作成業務 職員1人あたり1,700千円
高齢者人口	配置基準	該当																											
1,000人未満	～ が1人又は2人																												
1,000～1,999人	～ が2人																												
2,000～2,999人	が1人+ 又は が1人	淀江																											
3,000～5,999人	～ が1人ずつ	尚徳、箕蚊屋																											
6,000～6,999人	～ が1人ずつ+ ～ のうち1人	義方、住吉・加茂																											
7,000～7,999人	～ が1人ずつ+ ～ のうち2人	弓浜																											
8,000～8,999人	～ が1人ずつ+ ～ のうち3人																												
9,000人以上	～ が1人ずつ+ ～ のうち4人	ふれ里																											

○見直しによる人員配置基準及び委託料の変化

		ふれ里	義方・湊山	住吉・加茂	弓浜	尚徳	箕蚊屋	淀江
令和4年度 まで	人員配置(人)	11	7	7	8	5	4	3
	委託料(千円)		29,190	29,190	33,360	20,850	16,680	12,510
令和5年度	人員配置(人)	18	11	10	11	6	6	4
	(再掲) 包括支援業務	7	4	4	5	3	3	2
	(再掲) ケアプラン作成業務	11	7	6	6	3	3	2
	委託料(千円)		35,900	34,200	40,200	23,100	23,100	15,400

## 2 包括支援業務に係る業務評価の導入について

地域包括支援センターがその機能を適切に発揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図る必要があるが、本市ではこれまで業務に関する統一的な「基準」をもたなかった。

そこで、別添「**地域包括支援センター包括支援業務評価指標**」を新たに作成し、包括支援業務部分に関しては統一的な基準を設けるとともに、評価結果に基づき、各年度末に委託料の確定(精算)を行うこととした。

## 3 今後の方針等

- ・人員配置基準の見直しにより各法人は職員雇用増を行う必要があり、このことは、各法人の経営状況等にも大きく影響するものであることから、実態及びその効果等について定期的な検証が必要である。(令和5年度は各法人及び従事職員に対するヒアリングを年3回程度予定。)
- ・評価指標については、令和5年度はいわば「導入期」であり、引き続き地域包括支援センターの事業評価に関する効果的な実施方法や活用方法を収集・整理する。
- ・上記を踏まえた総合的な評価の実施に向け、地域包括支援センター運営協議会等の一層の活用を図る。